

第41号議案

「ダンス指導研修会」の後援名義使用承認について

上記の議案を提出する。

平成30年11月7日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 佐藤 正子



別記様式第1号 (第6条関係)

文京区教育委員会 共催・後援 名義使用申請書

平成30年 10月 18日

文京区教育委員会 殿

申請者 (申請団体) 一般社団法人 ダンス教育振興連盟JDAC

住所 (所在地) 大阪府大阪市城東区成育2-11-21

代表者名 (ふりがな) ひさおか かずや

代表理事 久岡 和也

代表者連絡先 薦田 香織  
(事務担当者) TEL:06-6934-4199



下記事業を実施するに当たり、文京区教育委員会 共催・後援名義を使用したく、申請します。

記

事業名	ダンス指導研修会		
実施期間	平成31年 1月 20日 (日) から	平成31年 1月 20日 (日) まで (1日間)	
実施場所	文京区立窪町小学校		
事業内容	目的※	学校教育に取り入れられた3つのダンス(創作・フォーク・現代的なリズムのダンス)の普及・振興のため、文部科学省・厚生労働省・スポーツ庁の後援を受け、全国各地で研修会を実施し、ダンス教育の指導者を育成することを目的としております。当研修を受けられた先生が授業をすることにより、児童・生徒様が充実したダンス教育を受けられることに寄与致します。	
	内容	研修会の内容は、学習指導要領に基づいたものとし、ダンスの指導方法に重点を置いて、授業の進め方、指導マナー、安全対策など、実践的な内容で実施致します。	
	対象者	ダンスに興味のある方(高校生以上)、保・幼・小・中・高・大学等の教員、ダンススタジオ等に所属の方、インストラクターを目指す方など (参加予定人員 50人)	
	参加費	入場料無料、教員の方は受講料無料 (ライセンス希望者のみ認定料 9,800円)	
他団体の共催、後援等(申請中、承認済の別)	文部科学省・厚生労働省・スポーツ庁・全日本私立幼稚園連合会・日本健康予防医学会(全て後援承認済)		
備考			
申請書類一式は、教育委員会会議資料として、HP等で公開いたします。 公開することに <input checked="" type="checkbox"/> 同意する ・ <input type="checkbox"/> 同意しない			

※「目的」は、教育委員会が後援するに当たり、「区立幼・小・中の児童・生徒にとって、どのようなメリットがあるのか」という視点で記載してください。

# ダンス指導研修会 実施要項

## ダンス指導研修会

日時： 平成 31 年 1 月 20 日 (日)

会場： 文京区立窪町小学校

●受付 9:30～9:50 ●研修 10:00～17:10

### ◆ 目的

学校教育に取り入れられた3つのダンス（創作・フォーク・現代的なリズムのダンス）の普及・振興のため、文部科学省、厚生労働省、スポーツ庁の後援を受け、全国各地で研修会を実施し、ダンス教育の指導者を育成することを目的としております。研修会の内容は、学習指導要領に基づいたものとし、ダンスの指導方法に重点を置いて、授業の進め方、指導マナー、安全対策など、実践的な内容で実施致します。

### ◆ 主催

一般社団法人 ダンス教育振興連盟 JDAC

### ◆ 後援

文部科学省 ・ 厚生労働省 ・ スポーツ庁

全日本私立幼稚園連合会 ・ 日本健康予防医学会

### ◆ カリキュラム

「上手く踊れなくても指導できる方法」をコンセプトに  
ダンスの指導方法に重点を置いた実技講習、ダンス理論、指導マナー、  
安全対策、コミュニケーション方法など

### ◆ 安全対策

受講者の傷害保険への加入は主催団体が行い、費用を負担する。

### ◆ 条件

・ 高校生以上（ダンス未経験者もOK）

・ 保、幼、小、中、高、特別支援、大学、専門学校などの先生

・ 各種 ダンススタジオやスポーツジム所属の方 など

※学生の方など年齢、職業問わず様々な方にご参加頂いております

### ◆ 受講者数

約 50 人(予定)

### ◆ 受講料

教職員の方は無料

### ◆ 認定料

(ライセンス希望者のみ) 9,800 円 (受講料、登録料、カード作成費、スポーツ保険料含む)

### ◆ 申込み

申込みフォームに必要事項を記入の上、FAXまたはHPより申込み

FAX : 06 - 6930 - 4193

HP : <http://www.jdac.jp>



一般社団法人  
ダンス教育振興連盟

**JDAC** ジェイダック  
Japan Street Dance Authority Council

〒536-0007 大阪府大阪市城東区成育 2-11-21-1F  
TEL 06-6934-4199 FAX 06-6930-4193  
E-mail: [dance@jdac.jp](mailto:dance@jdac.jp) / URL : <https://www.jdac.jp>

【後援】



文部科学省



スポーツ庁



ひとくらしあいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

【助成】



## 事業予算書

事業名 ダンス指導研修会

団体名 一般社団法人ダンス教育振興連盟JDAC

収 入	単位：円	支 出	単位：円
ライセンス認定料	392,000	会場費	10,000
助成金	59,500	交通費	100,000
		講師費	60,000
		宿泊費	60,000
		AIG保険料	1,500
		雑費	20,000
		印刷費	100,000
		送料	100,000
計	451,500	計	451,500

平成30年 10月 18日

(備 考)

一般社団法人 ダンス教育振興連盟JDAC

◆役員名簿



役職	氏名
代表理事	久岡 和也
理事	鎌田 義雄
理事	高野 忍
理事	大槻 篤夫
監事	渡部 親弘

一般社団法人ダンス教育振興連盟 J D A C

定 款

# 一般社団法人ダンス教育振興連盟 JDAC

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ダンス教育振興連盟 JDAC と称する。

(目的)

第2条 この法人は、学校教育に取り入れられた創作ダンス・フォークダンス・現代的なリズムのダンスを中心とするダンス文化の普及振興及びダンス教育の環境整備を通じて、青少年の心身の健全な発達及びダンサーの社会的地位の向上に寄与することを目的として次の事業を行う。

記

1. 国内外におけるダンス大会の企画・運営及び開催
2. ダンス指導者、インストラクターの育成、認定及びライセンスの発行
3. ダンスの能力に関する検定の実施及びライセンスの発行
4. ダンス指導者、インストラクターの紹介事業
5. ダンススクール運営
6. ダンスに関するコンサルティング業務
7. ダンスに関するDVDの企画・製作・販売及び輸出入業務
8. ダンスに関する音楽・書籍出版、関連グッズの販売
9. ダンスのインターネットによる情報提供サービス業務
10. 各種支援団体連携のための情報宣伝事業
11. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を 大阪市 に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 社員

(社員資格、入社)

第6条 当法人の社員は、当法人の目的に賛同する者でなければならぬ。  
2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(社員名簿)

第7条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備えおくものとする。  
2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(経費の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負うものとする。  
2 既に納付した経費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退社)

第9条 社員は、次に掲げる事由によって退社する。  
1、社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にすることを要するが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。  
2、死亡  
3、総社員の同意  
4、除名

(除名)

第10条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき、もしくは第8条に定める経費の負担を怠ったときは、社員総会の決議により除名することができる。

## 第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。



(招集)

- 第12条 社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。  
2 社員総会の招集は、理事会の決議により決定する。

(招集通知)

- 第13条 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに各社員に対して、書面によりその通知を発することを要する。  
2 前項の規定にかかわらず、社員総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議決権)

- 第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(議長)

- 第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第16条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

(議事録)

- 第17条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領、結果等法務省令で定められた事項を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

(員数)

- 第18条 当法人には、理事3名以上7名以内、及び監事1名以上3名以内を置く。

(理事及び監事の選任、資格)

- 第19条 当法人の理事及び監事は、社員総会において選任する。  
2 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年内の最後の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

- 第21条 当法人には、代表理事1名を置き、理事会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

(理事及び監事の報酬)

- 第22条 理事及び監事に対して、それぞれ社員総会の決議をもって定める総額の範囲内で報酬等を支給することができる。

第5章 理事会

(理事会の招集権者及び議長)

- 第23条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集し、議長となる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序により、他の理事がこれを招集し、議長となる。

(理事会の招集通知)

- 第24条 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、理事及び監事の全員の同意があれば、招集手続を省略して理事会を開催することができる。

(理事会の決議の方法)

- 第25条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の決議の省略)

第26条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会規則)

第27条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第28条 当法人の基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第29条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 拠出された基金を基金拠出者に返還するには、返還すべき基金の総額について社員総会の決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。

(剰余金の不配当)

第32条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第8章 解散

(解散理由)

第33条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 合併(合併により当法人が消滅する場合)
- (3) 社員が1人になったとき
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所の解散命令

(剰余財産の帰属)

第34条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に規定のない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令によるものとする。

以上は当法人の現行定款に相違ありません。

平成28年6月17日



大阪府城東区成育二丁目11番21号  
一般社団法人ダンス教育振興連盟J.D.A.C.  
代表理事 久岡和也